

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県手数料条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 2 号	法 規 集	第 3 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、別に条例で定めがあるもののほか、手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	この条例により 450 種の手数料の徴収について定められているが、いずれも特定の者のために行う事務に係るものとして徴収する必要があるものである。 この条例は、地方自治法第 228 条第 1 項の規定に基づき、手数料に関する事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	この条例により徴収することとされている手数料は、いずれもそれぞれの手数料に係る事務の円滑な執行に資するものであり、有効である。 また、手数料の額は、それぞれの事務に要する費用、人件費等を考慮して算定しており、適正なものである。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	この条例に規定する手数料の徴収手続は、納付時期を前納とし、既納の手数料を不還付とする等、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他	法令改正の内容が反映されておらず、手数料徴収のための規定を整備する必要がある規定がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年税制改正関連の規定整備：6 手数料 ・引用条項の整備：4 か所
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	法令改正の内容を適切に反映させる必要があるため。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>